

## 堺市長期継続契約の締結に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年堺市条例第47号。以下「条例」という。）に基づき締結する長期継続契約の対象及び契約期間について、必要な事項を定める。

(長期継続契約の対象となる契約)

第2条 条例第2号に規定する契約に該当する契約は、別表のとおりとする。

(長期継続契約の契約期間)

第3条 条例第1号の規定に基づき締結する長期継続契約の契約期間は、物品の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定により算出されるものをいう。）を基準として、商慣習に従い算定したものでなければならない。

2 条例第2号の規定に基づき締結する長期継続契約の契約期間は、3年以内とする。  
ただし、市長は、契約の内容、商慣習等を考慮の上、必要と認めるときは、別に契約期間を定めることができる。

(委任)

第4条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

業 務 名	
建物及び建物の附帯設備等の維持管理業務	建物清掃業務
	警備業務（機械警備を含む。）
	防災設備保守点検業務
	冷暖房設備保守点検業務
	設備運転監視業務
	附帯施設の遠隔監視業務
	自家用電気工作物保安管理業務
屋外施設及び建物附帯設備以外の維持管理業務	特殊設備の運転管理業務
	樹木管理業務
その他の業務	受付案内業務
	給食調理業務
	電子計算機等管理業務
その他市長が必要と認める業務	